

様式第20号（第11（3）イ関係）その1

モニタリング総合評価表（令和6年度分）

令和7年 5月20日

施設名 白老ふるさと2000年ポロトの森

指定管理者名 一般社団法人 白老観光協会

所管課名 農林水産課

モニタリング項目	チェック方法	評価				
		特優	優	普通	劣	特劣
1 事業計画の達成度（配点28点）						
(1) 事業計画内容に従い適切に施設の管理運営が行われたか。	事業計画書、事業報告書	10.0	8.0	5.0	2.0	0.0
(2) 施設利用者数の増加、利用率の上昇、利用者利便性の向上などの目標は達成されたか。	事業計画書、事業報告書、月次報告、実地調査	10.0	8.0	5.0	2.0	0.0
(2) 施設の設置目的にあった成果は上がっているか（目標値の未設定施設）	事業計画書、事業報告書	4.0	3.2	2.0	0.8	0.0
(4) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携に向けた取組が行われているか。	事業計画書、事業報告書、実地調査	4.0	3.2	2.0	0.8	0.0
2 利用者の満足度（配点20点）						
(1) 利用者の満足が得られているか。	アンケート調査など	10.0	8.0	5.0	2.0	0.0
(2) 利用者の意見・要望の把握は適切に行われているか。	アンケート調査、事業報告書など	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0
(3) 利用者の意見・要望・苦情への対応は十分行われたか。	月次報告、アンケート調査、事業報告書	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0
3 管理運営の効率性（配点18点）						
(1) 経費の低減が図られているか。またその取組は十分か。	収支計画書、月次報告、事業報告書	7.0	5.6	3.5	1.4	0.0
(2) 一部業務の再委託に要している経費は、適切な水準か。また、経費が最小となるような取り組みはされているか。	事業報告書、実地調査、収支報告書	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0
(3) 収入増加のための取組はされているか。	事業報告書、収支報告書	6.0	4.8	3.0	1.2	0.0
4 適正な管理運営（配点29点）						
(1) 適正な人員配置及び職員の管理体制は適正か。	事業計画書、事業報告書、実地調査	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0
(2) 職員の能力向上に向けた取組は行なわれたか。	事業計画書、事業報告書、実地調査	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(3) 施設の平等な利用等について、適切に処理されているか（使用料の減免、還付含む）	月次報告、事業報告書、実地調査	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(4) 利用者の個人情報等について適正に管理が行われていたか。	事業計画書、事業報告書、月次報告、実地調査	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(5) 収支の状況に不適切な点はないか（収支計画との乖離など）。会計処理は適切か。	収支計画書、収支報告書	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0

(6)施設・設備等の法定点検及び保守は、適正に行われているか。	実地調査、事業報告書	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(7)書類・備品等の管理は適正に行われているか。	実地調査、事業報告書	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(8)安全対策（事故防止等）は十分だったか。	実地調査、事業報告書	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
(9)法令・協定書等を遵守し、適正管理が行なわれているか。	事業報告書	3.0	2.4	1.5	0.6	0.0
5 地域貢献度（配点5点）						
(1)雇用・資材調達・再委託等、地域貢献に努めているか。	実地調査、事業報告書	5.0	4.0	2.5	1.0	0.0
総合点数（100満点）		83点				
【加点項目】						
(1)法人等が障害者雇用率を達成しているか。	障害者雇用率調査など	3.0	0.0			
総合点数（103満点）		83点				

【評価基準】配点×掛け率=評価点

評価	大変優れている	優れている	普通	劣っている	全く劣っている
掛け率	1.0	0.8	0.5	0.2	0.0

総合評価

AA・A・B・C・D・E

AA：90点以上

事業計画書の内容（目標）を上回る取組が実行されるなど、モニタリングの結果においても極めて優れていると認められる。

A：80点以上90点未満

事業計画書の内容（目標）どおり又はそれ以上の取組が実行されており、モニタリングの結果においても優れていると認められる。

B：65点以上80点未満

事業計画書の内容（目標）の取組が概ね実行されており、モニタリングの結果においても良好と認められる。

C：50点以上65点未満

事業計画書の内容（目標）に沿って適正に管理運営が行われ、モニタリングの結果においても特に問題がないと認められる。

D：30点以上50点未満

事業計画書の内容（目標）に一部未実施（未達成）があるなど、管理運営において計画の内容を下回っており、モニタリングの結果においても一部改善点ありと認められる。

E：0点以上30点未満

管理運営の状況が事業計画書の内容（目標）を大幅に下回り、モニタリングの結果からもかなりの部分において改善が必要と認められる。

《総評》

適正に管理運営がされており、概ね計画通りに進行され、特に問題はありません。

指定管理者セルフモニタリングの結果 ★★★★☆

【総合評価結果とセルフモニタリング結果との差異など。セルフモニタリングに対する評価】

適正に管理運営がされており、セルフモニタリング結果との差異もありません。

優遇措置について

《当該指定管理者の総合評価結果の経過》

年度	6 年度	年度	年度	年度
6 段階評価	△			

- ※ 指定管理期間が 5 年の場合は、管理開始初年度から 4 年目まで評価（A A～E）を記入
- ※ 指定管理期間が 4 年の場合は、管理開始初年度から 3 年目まで評価（A A～E）を記入
- ※ 指定管理期間が 3 年の場合は、管理開始初年度から 2 年目まで評価（A A～E）を記入
- ※ 指定管理期間が 2 年の場合は、管理開始初年度の評価（A A～E）を記入



次期指定管理者選考時における優遇措置の要否

要 · 不要

【要の場合】次期（施設名）の指定管理者の選定において、当該指定管理者から申請があった場合は、検討部会での採点において総合点数に（　　）点を付与する。